

随意契約結果(業務委託)

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額(税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|----------------------------------|------|------------|-----------|-----------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | こども青少年局分室空調機分解洗浄作業、予防保全作業および点検作業 | その他 | ダイキン工業株式会社 | 2,045,670 | 令和2年1月31日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | — |

随意契約理由書

企画部経理・企画課長 様

企画部総務課長

次のとおり随意契約をお願いします。

- 1 案件名称 こども青少年局分室（もといきいきエイジングセンター1階）
 空調機分解洗浄作業、予防保全作業および点検作業
- 2 契約の相手方 ダイキン工業株式会社
- 3 随意契約理由
 本設備はダイキン工業株式会社製であり、他社製品との互換性がなく、製作者でなければ部品交換、点検等をおこなうことができない。また、作業を実施するにあたり機器の細部まで分解する必要があるため、本設備本体の構造を熟知したうえで分解し組み立てる技術を要する。よって、その技術を唯一有している当該業者に依頼するものである。
 以上の選定理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と随意契約を行う。
- 4 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
 こども青少年局企画部総務課
 （電話番号06 - 6208 - 8150）